

広島県立県民の森管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十九号

広島県立県民の森管理規則等の一部を改正する規則

(広島県立県民の森管理規則の一部改正)

第一条 広島県立県民の森管理規則(昭和四十六年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (利用の申込み) 施設等を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、スキーリフト及びロープ塔の利用については、口頭により利用申込みを行い利用券を購入するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、スキーリフト及びロープ塔以外の施設については、利用料金を納付したことを証する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下「電子利用券」という。)の購入により代えることができる。</p> <p>3 第一項の規定により利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けた者又は前項の規定により電子利用券を購入した者は、追加の施設等の利用を希望する場合において、口頭により申込みをすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用許可書の交付等) 第四条 指定管理者は、前条第一項の許可をした場合は、利用申込者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものの交付により利用許可書に代えることができる。</p> <p>一 前条第一項ただし書による申込み 利用券</p> <p>二 前条第二項による申込み 電子利用券</p> <p>三 前条第三項による申込み 領収書</p> <p>2 利用許可書、利用券、電子利用券又は領収書は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>第三条 (利用の申込み) コインシャワー及びコインロッカーを除く施設等を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、スキーリフト及びロープ塔の利用については、口頭により利用申込みを行い利用券を購入するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用許可書の交付等) 第四条 指定管理者は、前条第一項の許可をしたときは、利用申込者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、スキーリフト及びロープ塔については、利用券をもつて利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 利用許可書又は利用券は、コインシャワー及びコインロッカーを除く施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示(普通利用券にあつては提出)し</p>

(利用料金の返還)
 第六条 (略)
 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書、利用券、電子利用券を出力した書面又は領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

別表(第七条関係)

減免対象者	減免対象施設等	減免額
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 二 1 教育又は訓練を目的とした幼児連携型認定こども園、園児又は幼稚園児、小児、児童、中学生、高等生徒、若しくは学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体の引率者	(略)	(略)

なければならない。
 (利用料金の返還)
 第六条 (略)
 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書又は利用券を添えて指定管理者に提出しなければならない。

別表(第七条関係)

減免対象者	減免対象施設等	減免額
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 二 1 教育又は訓練を目的とした幼児連携型認定こども園、園児又は幼稚園児、小児、児童、中学生、高等生徒、若しくは学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体の引率者	公園センターの宿泊施設等	利用料金の額の二分の一に相当する額 (略)

三 公園センター会
 利用料金の

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

三	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	四	<p>1) 幼保連 携型認定 こども園 又は幼稚園、小学 校、中学校、 校若しくは はこれら に準ずる 学校の校 長(幼保 連携型認 定こども 園及び幼 稚園にあ つては、 園長)が 学校教育 活動であ ることを 証明した 場合にお ける当該 幼保連携 型認定こ ども園の 園児又は 当該幼稚 園の園児 当該小学 校の児童 当該中学 校の生徒 若しくは これらに 準ずる者 の団体及 びその引 率者 2) 社会福 祉事業を 推進する 団体が当 該団体の 設立の目 的のため に利用す る場合の 当該団体</p>
(略)	(略)	(略)	<p>議室 額の五分の 一に相当す る額</p>

改正後

様式第4号 (第8条関係)

広島県立県民の森施設等利用料金減免申請書

(略)

(略)		(略)			
利用施設	単位	通常の 利用料金	減免対象 の利用数	利用料金 計	減免額 小計
キャンプ場					
テントスペース	1基1回	円	基	円	円
キャンプ用具(テント)	1張1回	円	張	円	円
キャンプ用具(その他)	1点1回	円	点	円	円
(略)					

(添付書類)

教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が、10人以上の団体がキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)

改正前

様式第4号 (第8条関係)

広島県立県民の森施設等利用料金減免申請書

(略)

(略)		(略)			
利用施設	単位	通常の 利用料金	減免対象 の利用数	利用料金 計	減免額 小計
公園センター 宿泊 和室・洋室	1人1泊(幼児)	円	名	円	円
〃	〃(小・中学校及びこ れらに準ずる者)	円	名	円	円
〃	〃(その他15歳以上)	円	名	円	円
一時使用 会議室	時間	円	時間	円	円
テントスペース	1基1回	円	基	円	円
キャンプ用具(テント)	1張1回	円	張	円	円
キャンプ用具(その他)	1点1回	円	点	円	円
(略)					

(添付書類)

- 1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が、10人以上の団体が公園センターの宿泊又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)
- 2 幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒若しくはこれらに準ずる者が学校教育活動で公園センター会議室を一時使用する場合は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらの学校に準ずる学校の校長(幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあっては、園長)の証明書(別記様式第6号)
- 3 社会福祉事業を推進する団体が公園センター会議室を一時使用する場合は、当該団体の内容を記載した書面(別記様式第7号)

様式第5号 (略)

様式第5号 (略)

様式第6号

様式第7号

(自然公園施設管理規則の一部改正)

第二条 自然公園施設管理規則(昭和五十一年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申込み) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、シャワーを除く施設等の利用については、利用料金を納付したことを証する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下「電子利用券」という。)(以下「購入により代えることができる。）」の購入により代えることができる。</p> <p>3 1 前項の規定により利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けた者又は前項の規定により電子利用券を購入した者は、追加の施設等の利用を希望する場合において、口頭により申込みをすることができる。</p> <p>(利用許可書の交付等) 第六条 指定管理者は、前条第一項の許可をした場合は、利用申込者に対し、別記様式第四号による利用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものの交付により利用許可書に代えることができる。</p> <p>1 前条第二項による申込み 電子利用券 2 前条第三項による申込み 領収書</p> <p>2 利用許可書 電子利用券又は領収書は、シャワーを除く施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(利用料金の返還) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第五号による利用料金返還申請書に第六条第一項の利用許可書、電子利用券を出力した書面又は領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(利用の申込み) 第五条 (略)</p> <p>(利用許可書の交付等) 第六条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、利用申込者に対し、別記様式第四号による利用許可書を交付するものとする。</p> <p>2 利用許可書は、シャワーを除く施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(利用料金の返還) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第五号による利用料金返還申請書に第六条第一項の利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p>

(広島県立もみのき森林公園管理規則の一部改正)

第三条 広島県立もみのき森林公園管理規則(昭和五十九年広島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

(利用の申込み)
第三条 施設等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、アシレチックコースの利用については、口頭により利用申込みをするものとする。

2| 前項の規定にかかわらず、アシレチックコースを除く施設等の利用については、利用料金を納付したことを証する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下「電子利用券」という。)の購入により代えることができる。

3| 第一項の規定により利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けた者又は前項の規定により電子利用券を購入した者は、追加の施設等の利用を希望する場合において、口頭により申込みをすることができる。

(利用許可書の交付等)

第四条 指定管理者は、前条第一項の許可をした場合は、利用者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものの交付により利用許可書に代えることができる。

一 前条第一項ただし書又は同条第三項による申込み 領収書
二 前条第二項による申込み 電子利用券
2 利用許可書、領収書又は電子利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の返還)

第六条 (略)
2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書、領収書又は電子利用券を出力した書面を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免申請)

第八条 条例第十条第一号から第四号までの規定により利用料金の減額を受けようとする者及び別表に掲げる者でアシレチックコースの利用料金の減額を受けようとする者は、減免の対象者に該当することを証する書類を指定

(利用の申込み)
第三条 施設等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、アシレチックコースの利用については、利用券の購入により代えることができる。

(利用許可書の交付等)

第四条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、利用者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、アシレチックコースについては、利用券をもつて利用許可書に代えることができる。

2 利用許可書又は利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示(アシレチックコースの利用券にあつては提出)しなければならない。

(利用料金の返還)

第六条 (略)
2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書又は利用券を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免申請)

第八条 条例第十条第一号から第四号までの規定により利用料金の減額を受けようとする者は、該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

2 (略)	2 (略)
----------	----------

(広島県立中央森林公園管理規則の一部改正)

第四条 広島県立中央森林公園管理規則(平成五年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (利用の申込み)</p> <p>第三条 駐車場を除く施設等を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、別記様式第一号又は別記様式第二号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日本庭園、レンタサイクル、バーベキュー広場及びデニスコート(照明設備を含む。)の利用については、口頭により利用申込みをするものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日本庭園、レンタサイクル、バーベキュー広場及びデニスコート(照明設備を含む。)を除く施設等の利用については、利用料金を納付したことを証する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下「電子利用券」という。)の購入により代えることができる。</p> <p>3 第一項の規定により利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けた者又は前項の規定により電子利用券を購入した者は、追加の施設等の利用を希望する場合において、口頭により申込みをすることができる。</p> <p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第五条 指定管理者は、第三条第一項の許可をした場合は、利用申込者に対し、別記様式第三号又は別記様式第四号による利用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものの交付により利用許可書に代えることができる。</p> <p>一 第三条第一項ただし書又は同条第三項による申込み 領収書</p> <p>二 第三条第二項による申込み 電子利用券</p> <p>2 利用許可書、領収書又は電子利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>2 (利用の申込み)</p> <p>第三条 駐車場を除く施設等を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、別記様式第一号又は別記様式第二号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日本庭園の利用については、利用券の購入により代えることができる。</p> <p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第五条 指定管理者は、第三条の許可をしたときは、利用申込者に対し、別記様式第三号又は別記様式第四号による利用許可書を交付するものとする。ただし、日本庭園及びレンタサイクルについては、利用券をもって利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 利用許可書又は利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>

第七条 (利用料金の返還)
(略)

第七条 (利用料金の返還)
(略)

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第五号又は別記様式第六号による利用料金返還申請書に第五条第一項の利用許可書、領収書又は電子利用券を出力した書面を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第五号又は別記様式第六号による利用料金返還申請書に第五条第一項の利用許可書又は利用券を添えて指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。